「東海地域農林水産物等輸出促進協議会」規約

制定:平成19年 9月 6日 一部改正:平成23年 9月1日 一部改正:平成28年2月18日

一部改正:令和3年 4月 9日

(名称)

第1条 本会は、東海地域農林水産物等輸出促進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、東海地域の高品質で安心な農林水産物・食品の輸出を一層 促進し、新たな販路開拓となるよう関係者一体となった取組を推進する ことを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、本会の目的に賛同する関係団体、地方公共団体、関係各省地方支分局等により構成する。

2 会員は会長の指名により必要に応じて追加できるものとする。

(活動)

- 第4条 本会は、会員の合意に基づき、次の活動を行う。
 - (1) 農林水産物等の輸出に関する情報の収集及び共有化
 - (2) 農林水産物等の輸出に関する普及・啓発活動の実施
 - (3) 農林水産物等の輸出に関係する機関・団体との連携強化
 - (4) その他農林水産物等の輸出促進に関する事項の実施

(会長及びその職務)

- 第5条 本会の会長は、東海農政局長とする。
 - 2 会長は、本会を招集する。

(幹事会)

- 第6条 本会の下に、幹事会を設置する。
 - 2 幹事会は、幹事長及び幹事により構成する。
 - 3 幹事長は、東海農政局経営・事業支援部長とする。
 - 4 幹事長は、幹事会を招集する。
 - 5 幹事は、幹事長の指名により、必要に応じて追加できるものとする。

(事務局)

第7条 事務局は、東海農政局経営・事業支援部輸出促進課に置く。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、本規約の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

付 則

- この規約は、平成19年9月6日より施行する。
- この規約の一部改正は、平成23年9月1日より施行する。
- この規約の一部改正は、平成28年2月18日より施行する。
- この規約の一部改正は、令和3年4月9日より施行する。